

特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会
土岐市スポーツ交流推進事業補助金要項

特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会（以下「本会」という。）は、焼津市・土岐市とのスポーツ交流姉妹都市締結に則り、両市のスポーツ交流を推奨し、もって競技力向上を図り、両市民がスポーツを通じて健康な体力と親睦を深め、未永いスポーツ交流を望むものである。

1 補助金の支給

本会は、団体が自主及び本交流のスポーツ交流会に対し、補助金を支給する。

2 補助金の支給対象及び額

(1) 団体の自主交流又は本交流

① 会場が土岐市の場合

ア 遠征人数56人以上	40,000円
イ 遠征人数29人～55人の場合	35,000円
ウ 遠征人数11人～28人の場合	20,000円
エ 遠征人数6人～10人の場合	10,000円
オ 遠征人数1人～5人の場合	5,000円

② 会場が焼津市の場合

ア 本市人数56人以上	20,000円
イ 本市人数29人～55人の場合	15,000円
ウ 本市人数11人～28人の場合	10,000円
エ 本市人数6人～10人の場合	6,000円
オ 本市人数1人～5人の場合	3,000円

(2) 支給については各団体年2回までとする。

(3) その他の交流

① スポーツ協会役員全体の交流	別に定める額
② 記念行事に関する交流	別に定める額
③ 特別行事に関する交流	別に定める額

3 下部団体の交流

団体の下部団体が独自に交流する場合は、補助金を支給しない。ただし、特別の理由がある場合は、本会理事会において協議する。

4 補助金支給の条件

(1) 団体は、1ヶ月以前に本会に対して、別表1に定める土岐市スポーツ交流推進事業補助金交付申請書が提出されているもので、本会で認めたもの。

(2) 本会で認められたもので、スポーツ交流後、10日以内に別表2に定める土岐市スポーツ交流推進事業補助金実績報告書が、本会又は焼津市スポーツ交流委員会に提出されているものであること。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。